

公共工事代金債権信託制度の導入について

江戸川区は、平成25年4月1日より、中小・中堅建設業者の資金供給の円滑な進捗と適正な履行の確保を図るため、公共工事代金債権信託制度（工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度）を導入いたします。

1 制度の概要

公共工事代金債権信託とは、江戸川区から公共工事を受注・施工している中小・中堅元請企業が、区の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権を~~新銀行東京~~ **きらぼし銀行**に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度です。

本制度により中小・中堅元請企業は、工事の施工過程で、低利率の資金融資を受けることが可能となり、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

2 利用条件

1 利用できる元請企業

江戸川区から公共工事を受注・施工している元請業者で、以下の条件を満たす業者

中小企業基本法第2条に定める中小企業者

中小企業以外の業者であって、当該工事の施工にあたり下請業者である中小企業者に対する支払計画があること。

破産、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。

会社整理、又は特別清算開始していないこと。

手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

その他債務の弁済が不可能な状態でないこと。

~~—過去2年間工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。削除~~

2 対象工事

請負金額1,000万円以上の区発注工事を競争入札により落札した工事

前払金、中間前払金、部分払金等が支払われている場合は、工事の進捗状況が前払金、中間前払金、部分払金等の相当割合を超えていること。

債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事でないもの

3 債権譲渡の承諾・契約

履行保証人と契約している場合、履行保証人の承諾を得ること。

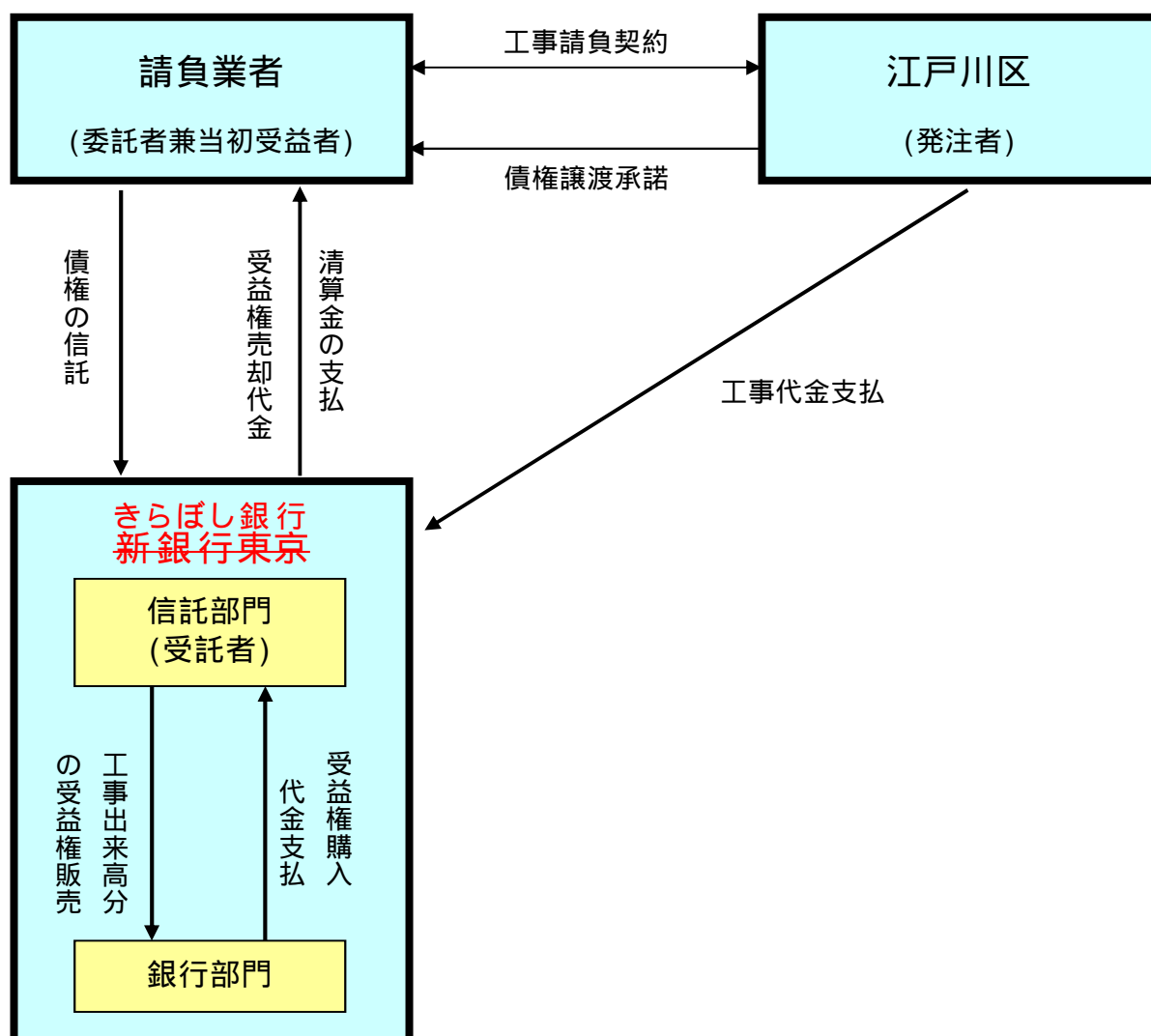
~~新銀行東京~~ **きらぼし銀行**に対して、工事代金債権を信託すること。

江戸川区から債権譲渡の承諾を得ること。

履行期限の2週間前までに、債権譲渡承諾依頼書を提出すること。

3 制度の流れ

1 フロー図



2 手続きの流れ

制度の利用を希望する建設業者（元請）は、**きらぼし銀行 新銀行東京**との間で、工事代金債権を信託する手続きをとります。

次に、元請業者と**きらぼし銀行 新銀行東京**の連名で、江戸川区に債権譲渡承諾の申請を行います。

これに対し、江戸川区は債権譲渡の承諾（または不承諾）の通知を行います。

債権譲渡が承諾されたときは、**きらぼし銀行 新銀行東京**は、工事出来高の査定を行い、査定結果に応じて信託を購入します。

きらぼし銀行 新銀行東京は、元請業者に対し、受益権売却代金を支払います。

江戸川区は、債権譲受人である**きらぼし銀行 新銀行東京**に対して工事代金を支払います。

きらぼし銀行 新銀行東京は、受け取った工事代金から売却済受益権の元本償還・収益配当部分を差引いた金額を清算金として請負業者に返還します。

3 提出書類

(債権譲渡承諾の申請時)

債権譲渡承諾依頼書 (3通)

江戸川区様式 (別記第1号様式 - 表裏1枚で作成すること)

債権譲渡契約書の写し (1通)

工事履行報告書 (1通)

江戸川区様式 (別記第2号様式)

債権譲渡人と債権譲受人の印鑑証明書 (各1通)

(発行日から3ヵ月以内のもの)

当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印 (以下「債権譲渡人の印」という。) が、使用印である場合は、使用印鑑届 1通

債権譲渡人の印が代理人印である場合は、委任状 1通

下請負人に対する支払計画書 (1通)

(請負者が中小企業者以外であって、当該工事の施工にあたり下請業者である中小企業者に対する支払計画がある場合)

江戸川区様式 (別記第3号様式)

履行保証人の承諾書 (1通)

(履行保証を付した工事で、保険又は保証約款等により保険又は保証会社の承諾が義務付けられている場合)

委任状 (1通)

(債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参できない場合)

江戸川区様式 (別記第4号様式)

(契約変更・解除時)

工事代金債権計算書 (1通)

江戸川区様式 (別記第8号様式・別記第9号様式)

(請負代金請求時)

工事請負代金請求書 (1通)

江戸川区様式 (別記第10号様式)

適用年月日 : 平成28年4月1日

適用年月日 : 平成30年5月1日

問い合わせ・申請窓口

〒132-8501

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区総務部用地経理課契約係

TEL : 03-5662-1005

FAX : 03-5662-1006